



スカパーJSAT

PSD-I-第07-002号

衛星デジタル配信サービス 料金表

第12版
(平成20年3月)

スカパーJSAT株式会社

衛星デジタル配信サービス料金表 目次

通 則		1
	1 料金の適用	1
	2 料金表の変更	1
	3 消費税相当額の加算	1
	4 料金の計算方法	1
	5 料金の減免	1
	6 月額料金の日割	1
	7 端数処理	1
	8 料金等の支払期日	2
第1表	配信専用料	3
第1	A種終日専用契約に係る配信専用料	3
1	適用	3
2	料金	4
第2	A種随時専用契約に係る配信専用料	5
1	適用	5
2	料金	5
第3	B種終日専用契約に係る配信専用料	6
1	適用	6
2	料金	6
第4	B種随時専用契約に係る配信専用料	7
1	適用	7
2	料金	7
第5	C種専用契約に係る配信専用料	8
1	適用	8
2	料金	8
第2表	限定受信システム取扱手数料	9
第3表	解除料等	10
第1	A種終日専用契約又はB種終日専用契約に係る解除料の額	10
1	利用開始日の前日までの解除に係るもの	10
2	利用開始日後の解除に係るもの	10
第2	C種終日専用契約に係る解除料の額	11
1	利用開始日の前日までの解除に係るもの	11
2	利用開始日後の解除に係るもの	11
第3	随時専用契約に係る解除料等の額	12
1	解除料	12
2	取消料	12
第4表	終日専用契約の一時前払いの割引率	13
附 則		14

通 則

1 料金の適用

当社は、衛星デジタル配信サービスに係る料金を、この衛星デジタル配信サービス料金表(以下「料金表」といいます。)に定めます。

2 料金表の変更

当社は、この料金表を変更することがあります。その場合の料金は、変更後の料金表によります。

3 消費税相当額の加算

衛星デジタル配信サービス契約約款(以下「約款」といいます。)第65条(配信専用料の支払義務)及び約款第66条(限定受信システム取扱手数料の支払義務)までの規定により支払いを要するものとされている料金の額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

4 料金の計算方法

当社は、専用契約者が専用契約に基づき支払うべき料金を暦月に従って計算します。

5 料金の減免

- (1) 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、通則1(料金の適用)の規定にかかわらず、臨時に、その配信専用料を減免することがあります。
- (2) 当社は、前号の規定に基づき配信専用料の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

6 月額料金の日割

- (1) 当社は、次の場合が生じたときは、料金表において暦月あたり一定の料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - ア 暦月の初日以外の日に衛星デジタル配信サービスの利用開始日が到来したとき。
 - イ 暦月の末日以外の日に衛星デジタル配信サービスの利用期間終了日が到来したときまたは専用契約の解除により専用契約が終了したとき。
 - ウ 暦月の初日以外の日に専用契約事項の変更または料金表の改訂等により月額料金の額が増加または減少したとき(この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。)
 - エ 約款第67条(支払いを要しない料金)第1項から第4項の規定に該当するとき。
 - オ 暦月の初日に衛星デジタル配信サービスの利用開始日が到来し、その日にその専用契約の解除により専用契約が終了したとき。
- (2) 前号の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。
- (3) 月額料金以外のその他の債務の支払額を算出するにあたり必要が生じた場合は、前2号の規定に準じて日割します。

7 端数処理

- (1) 当社は、料金その他の債務の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。
- (2) 前号にかかわらず、消費税相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

8 料金等の支払期日

- (1) 専用契約者は、料金等次に掲げる債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に振込入金(支払期日までに当社が現金化できる方法によります。以下同じとします。)することにより支払っていただきます。

区 分	支 払 期 日
1 配信専用料	終日専用契約にあつては、衛星デジタル配信サービスの利用開始日の属する月の月末から毎月、当月分としてその月の月末 ただし、衛星デジタル配信サービスの利用開始日がある月の15日以降のときは、その月の配信専用料に限り翌月の15日 随時専用契約にあつては、当月分として利用開始時刻の属する月の翌月末
2 限定受信システム取扱手数料	A種専用契約者から受信専用設備を据付けた旨の通知があつた月から、その受信専用設備について、毎月、当月分として翌月末
3 解除料	専用契約の解除の日が属する月の翌月末
4 取消料	取消しを行った月の翌月末

- (2) 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従つて支払っていただきます。
- (3) 専用契約者が国または地方公共団体等である場合もしくは専用契約者との協議により当社が別に指定した場合に限り、第(1)号に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金もしくは当社が別に指定する方法により支払っていただくことがあります。
- (4) 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、前3号の規定にかかわらず、第(1)号に掲げる料金等の債務について、臨時に、当社が別に定める期日までに当社指定の方法により支払っていただくことがあります。
- (5) 料金その他の債務の支払いの際に発生する金融機関への手数料等は、専用契約者に負担していただきます。

第1表 配信専用料

第1 A種終日専用契約に係る配信専用料

1 適用

A種終日専用契約に係る配信専用料の適用											
(1) 品目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおりA種終日専用契約の品目を定めます。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TS8</td> <td>専らテレビジョンの白黒またはカラーの映像、音響及び符号を配信するため、映像にあっては通常60ヘルツから4メガヘルツまで、音響にあっては通常20ヘルツから20キロヘルツまでの周波数帯域を概ね毎秒8メガビットのデジタル符号の伝送容量により配信することが可能な専用サービス</td> </tr> <tr> <td>TS6</td> <td>専らテレビジョンの白黒またはカラーの映像、音響及び符号を配信するため、映像にあっては通常60ヘルツから4メガヘルツまで、音響にあっては通常20ヘルツから20キロヘルツまでの周波数帯域を概ね毎秒6メガビットのデジタル符号の伝送容量により配信することが可能な専用サービス</td> </tr> <tr> <td>TS4</td> <td>専らテレビジョンの白黒またはカラーの映像、音響及び符号を配信するため、映像にあっては通常60ヘルツから4メガヘルツまで、音響にあっては通常20ヘルツから20キロヘルツまでの周波数帯域を概ね毎秒4メガビットのデジタル符号の伝送容量により配信することが可能な専用サービス</td> </tr> <tr> <td>TS3</td> <td>専らテレビジョンの白黒またはカラーの映像、音響及び符号を配信するため、映像にあっては通常60ヘルツから4メガヘルツまで、音響にあっては通常20ヘルツから20キロヘルツまでの周波数帯域を概ね毎秒3メガビットのデジタル符号の伝送容量により配信することが可能な専用サービス</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	TS8	専らテレビジョンの白黒またはカラーの映像、音響及び符号を配信するため、映像にあっては通常60ヘルツから4メガヘルツまで、音響にあっては通常20ヘルツから20キロヘルツまでの周波数帯域を概ね毎秒8メガビットのデジタル符号の伝送容量により配信することが可能な専用サービス	TS6	専らテレビジョンの白黒またはカラーの映像、音響及び符号を配信するため、映像にあっては通常60ヘルツから4メガヘルツまで、音響にあっては通常20ヘルツから20キロヘルツまでの周波数帯域を概ね毎秒6メガビットのデジタル符号の伝送容量により配信することが可能な専用サービス	TS4	専らテレビジョンの白黒またはカラーの映像、音響及び符号を配信するため、映像にあっては通常60ヘルツから4メガヘルツまで、音響にあっては通常20ヘルツから20キロヘルツまでの周波数帯域を概ね毎秒4メガビットのデジタル符号の伝送容量により配信することが可能な専用サービス	TS3	専らテレビジョンの白黒またはカラーの映像、音響及び符号を配信するため、映像にあっては通常60ヘルツから4メガヘルツまで、音響にあっては通常20ヘルツから20キロヘルツまでの周波数帯域を概ね毎秒3メガビットのデジタル符号の伝送容量により配信することが可能な専用サービス
	品目	内容									
	TS8	専らテレビジョンの白黒またはカラーの映像、音響及び符号を配信するため、映像にあっては通常60ヘルツから4メガヘルツまで、音響にあっては通常20ヘルツから20キロヘルツまでの周波数帯域を概ね毎秒8メガビットのデジタル符号の伝送容量により配信することが可能な専用サービス									
	TS6	専らテレビジョンの白黒またはカラーの映像、音響及び符号を配信するため、映像にあっては通常60ヘルツから4メガヘルツまで、音響にあっては通常20ヘルツから20キロヘルツまでの周波数帯域を概ね毎秒6メガビットのデジタル符号の伝送容量により配信することが可能な専用サービス									
TS4	専らテレビジョンの白黒またはカラーの映像、音響及び符号を配信するため、映像にあっては通常60ヘルツから4メガヘルツまで、音響にあっては通常20ヘルツから20キロヘルツまでの周波数帯域を概ね毎秒4メガビットのデジタル符号の伝送容量により配信することが可能な専用サービス										
TS3	専らテレビジョンの白黒またはカラーの映像、音響及び符号を配信するため、映像にあっては通常60ヘルツから4メガヘルツまで、音響にあっては通常20ヘルツから20キロヘルツまでの周波数帯域を概ね毎秒3メガビットのデジタル符号の伝送容量により配信することが可能な専用サービス										
備考	1 テレビジョンの映像に付随する音声は最大2チャンネルとします。 2 A種地球局設備の入力端における映像信号は、NTSC方式の映像信号に限ります。										
(2) 利用期間に係る料金の適用	A種終日専用契約の利用期間の長さに応じて、料金の適用区分は次のとおりとします。なお、利用コミットとは、A種終日専用契約を締結しようとする者がA種終日専用契約を締結する際に、利用開始日から定められた期間、月額料金の減額を伴う品目の変更をせずにご利用する旨の約束を行うことをいいます。A種終日専用契約者は、A種終日専用契約の締結後に利用コミットの条件を変更することはできません。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 1年間サービス</td> <td>利用期間が1年で利用コミットの無いもの</td> </tr> <tr> <td>イ 1年間コミットサービス</td> <td>利用期間が利用開始日から1年を超え、3年以下のもので、その期間に利用コミットのあるもの、または利用開始日から1年を超え、3年以下の期間を経過したもの</td> </tr> <tr> <td>ウ 3年間コミットサービス</td> <td>利用期間が利用開始日から3年を超え、5年以下のもので、その期間に利用コミットのあるもの、または利用開始日から3年を超え、5年以下の期間を経過したもの</td> </tr> <tr> <td>エ 5年間コミットサービス</td> <td>利用期間が利用開始日から5年を超えるもので、その期間に利用コミットのあるもの、または利用開始日から5年を超えたもの</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用期間	ア 1年間サービス	利用期間が1年で利用コミットの無いもの	イ 1年間コミットサービス	利用期間が利用開始日から1年を超え、3年以下のもので、その期間に利用コミットのあるもの、または利用開始日から1年を超え、3年以下の期間を経過したもの	ウ 3年間コミットサービス	利用期間が利用開始日から3年を超え、5年以下のもので、その期間に利用コミットのあるもの、または利用開始日から3年を超え、5年以下の期間を経過したもの	エ 5年間コミットサービス	利用期間が利用開始日から5年を超えるもので、その期間に利用コミットのあるもの、または利用開始日から5年を超えたもの
	区分	利用期間									
	ア 1年間サービス	利用期間が1年で利用コミットの無いもの									
	イ 1年間コミットサービス	利用期間が利用開始日から1年を超え、3年以下のもので、その期間に利用コミットのあるもの、または利用開始日から1年を超え、3年以下の期間を経過したもの									
ウ 3年間コミットサービス	利用期間が利用開始日から3年を超え、5年以下のもので、その期間に利用コミットのあるもの、または利用開始日から3年を超え、5年以下の期間を経過したもの										
エ 5年間コミットサービス	利用期間が利用開始日から5年を超えるもので、その期間に利用コミットのあるもの、または利用開始日から5年を超えたもの										

2 料金

(単位:千円)

品目	利用期間による区分	料金の額 (専用回線1回線につき月額)
TS8	1年間サービス	23,000
	1年間コミットサービス	20,990
	3年間コミットサービス	20,650
	5年間コミットサービス	20,150
TS6	1年間サービス	18,800
	1年間コミットサービス	17,100
	3年間コミットサービス	16,830
	5年間コミットサービス	16,450
TS4	1年間サービス	15,100
	1年間コミットサービス	13,760
	3年間コミットサービス	13,560
	5年間コミットサービス	13,280
TS3	1年間サービス	11,470
	1年間コミットサービス	10,430
	3年間コミットサービス	10,290
	5年間コミットサービス	10,100

第2 A種随時専用契約に係る配信専用料

1 適用

A種随時専用契約に係る配信専用料の適用					
(1) 品目に係る料 金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおりA種随時専用契約の品目を定めます。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TS4</td> <td>専らテレビジョンの白黒またはカラーの映像、音響及び符号を配信するため、映像にあっては通常60ヘルツから4メガヘルツまで、音響にあっては通常20ヘルツから20キロヘルツまでの周波数帯域を概ね毎秒4メガビットのデジタル符号の伝送容量により配信することが可能な専用サービス</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	TS4	専らテレビジョンの白黒またはカラーの映像、音響及び符号を配信するため、映像にあっては通常60ヘルツから4メガヘルツまで、音響にあっては通常20ヘルツから20キロヘルツまでの周波数帯域を概ね毎秒4メガビットのデジタル符号の伝送容量により配信することが可能な専用サービス
	品目	内容			
TS4	専らテレビジョンの白黒またはカラーの映像、音響及び符号を配信するため、映像にあっては通常60ヘルツから4メガヘルツまで、音響にあっては通常20ヘルツから20キロヘルツまでの周波数帯域を概ね毎秒4メガビットのデジタル符号の伝送容量により配信することが可能な専用サービス				
備考 1 テレビジョンの映像に付随する音声は最大2チャンネルとします。 2 A種地球局設備の入力端における映像信号は、NTSC方式の映像信号に限ります。 3 A種随時専用契約に係る衛星デジタル配信サービスは、A種終日専用契約に係る衛星デジタル配信サービスの未利用専用回線を使用して提供します。					

2 料金

(単位:千円)

品目	料金の額(専用回線1回線につき月額)
TS4	当月中における利用時間の合計 × 500

第3 B種終日専用契約に係る配信専用料

1 適用

B種終日専用契約に係る配信専用料の適用											
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおりB種終日専用契約の品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TS4B</td> <td>専らテレビジョンの白黒またはカラーの映像、音響及び符号を配信するため、映像にあっては通常60ヘルツから4メガヘルツまで、音響にあっては通常20ヘルツから20キロヘルツまでの周波数帯域を概ね毎秒4メガビットのデジタル符号の伝送容量により配信することが可能な専用サービス</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 テレビジョンの映像に付随する音声は最大4チャンネルとします。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 B種地球局設備の入力端における映像信号は、NTSC方式の映像信号に限ります。</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	TS4B	専らテレビジョンの白黒またはカラーの映像、音響及び符号を配信するため、映像にあっては通常60ヘルツから4メガヘルツまで、音響にあっては通常20ヘルツから20キロヘルツまでの周波数帯域を概ね毎秒4メガビットのデジタル符号の伝送容量により配信することが可能な専用サービス	備考		1 テレビジョンの映像に付随する音声は最大4チャンネルとします。		2 B種地球局設備の入力端における映像信号は、NTSC方式の映像信号に限ります。	
品目	内容										
TS4B	専らテレビジョンの白黒またはカラーの映像、音響及び符号を配信するため、映像にあっては通常60ヘルツから4メガヘルツまで、音響にあっては通常20ヘルツから20キロヘルツまでの周波数帯域を概ね毎秒4メガビットのデジタル符号の伝送容量により配信することが可能な専用サービス										
備考											
1 テレビジョンの映像に付随する音声は最大4チャンネルとします。											
2 B種地球局設備の入力端における映像信号は、NTSC方式の映像信号に限ります。											
(2) 利用期間に係る料金の適用	<p>B種終日専用契約の利用期間の長さに応じて、料金の適用区分は次のとおりとします。なお、利用コミットとは、B種終日専用契約を締結しようとする者がB種終日専用契約を締結する際に、利用開始日から定められた期間、月額料金の減額を伴う品目の変更をせずに利用する旨の約束を行うことをいいます。B種終日専用契約者は、B種終日専用契約の締結後に利用コミットの条件を変更することはできません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 1年間サービス</td> <td>利用期間が1年で、利用コミットの無いもの</td> </tr> <tr> <td>イ 1年間コミットサービス</td> <td>利用期間が利用開始日から1年を超え、3年以下のもので、その期間に利用コミットのあるもの、または利用開始日から1年を超え、3年以下の期間を経過したもの</td> </tr> <tr> <td>ウ 3年間コミットサービス</td> <td>利用期間が利用開始日から3年を超え、5年以下のもので、その期間に利用コミットのあるもの、または利用開始日から3年を超え、5年以下の期間を経過したもの</td> </tr> <tr> <td>エ 5年間コミットサービス</td> <td>利用期間が利用開始日から5年を超えるもので、その期間に利用コミットのあるもの、または利用開始日から5年を超えたもの</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用期間	ア 1年間サービス	利用期間が1年で、利用コミットの無いもの	イ 1年間コミットサービス	利用期間が利用開始日から1年を超え、3年以下のもので、その期間に利用コミットのあるもの、または利用開始日から1年を超え、3年以下の期間を経過したもの	ウ 3年間コミットサービス	利用期間が利用開始日から3年を超え、5年以下のもので、その期間に利用コミットのあるもの、または利用開始日から3年を超え、5年以下の期間を経過したもの	エ 5年間コミットサービス	利用期間が利用開始日から5年を超えるもので、その期間に利用コミットのあるもの、または利用開始日から5年を超えたもの
区分	利用期間										
ア 1年間サービス	利用期間が1年で、利用コミットの無いもの										
イ 1年間コミットサービス	利用期間が利用開始日から1年を超え、3年以下のもので、その期間に利用コミットのあるもの、または利用開始日から1年を超え、3年以下の期間を経過したもの										
ウ 3年間コミットサービス	利用期間が利用開始日から3年を超え、5年以下のもので、その期間に利用コミットのあるもの、または利用開始日から3年を超え、5年以下の期間を経過したもの										
エ 5年間コミットサービス	利用期間が利用開始日から5年を超えるもので、その期間に利用コミットのあるもの、または利用開始日から5年を超えたもの										

2 料金

(単位:千円)

品目	利用期間による区分	料金の額 (専用回線1回線につき月額)
TS4B	1年間サービス	7,700
	1年間コミットサービス	7,000
	3年間コミットサービス	6,860
	5年間コミットサービス	6,720

第4 B種随時専用契約に係る配信専用料

1 適用

B種随時専用契約に係る配信専用料の適用			
(1) 品目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおりB種随時専用契約の品目を定めます。		
	品目	内容	
	TS6BS	デジタル符号化したテレビジョンの白黒またはカラーの映像信号及び音響信号(映像にあつては通常60ヘルツから6メガヘルツまで、音響にあつては通常20ヘルツから20キロヘルツまでの周波数帯域とします。)または符号を概ね毎秒6メガビットの伝送容量により配信することが可能な専用サービス	
	TS4B	デジタル符号化したテレビジョンの白黒またはカラーの映像信号及び音響信号(映像にあつては通常60ヘルツから4メガヘルツまで、音響にあつては通常20ヘルツから20キロヘルツまでの周波数帯域とします。)または符号を概ね毎秒4メガビットの伝送容量により配信することが可能な専用サービス	
	備考 1 テレビジョンの映像に付随する音声は最大4チャンネルとします。 2 B種地球局設備の入力端における映像信号は、NTSC方式の映像信号に限ります。 3 B種随時専用契約に係る衛星デジタル配信サービスは、B種終日専用契約に係る衛星デジタル配信サービスの未利用専用回線を使用して提供します。 4 TS6BS及びTS4Bは地球局設備3を利用した衛星デジタル配信サービスに限ります。		
(2) 利用時間に係る料金の適用	1 B種随時専用契約のTS6BSに係る配信専用料の額は、暦月中の利用時間により次の区分におけるそれぞれの時間基本料を乗じ、その総額を利用時間の合計で割った額(以下「平均配信専用料」といいます。)を基準に算出します。 <p style="text-align: right;">1時間あたり(単位:千円)</p>		
	区分	利用時間	
	区分	暦月中の利用時間の合計の内10時間までの部分	223
	区分	暦月中の利用時間の合計の内10時間を超え30時間までの部分	214
	区分	暦月中の利用時間の合計の内30時間を超える部分	204
	2 B種随時専用契約のTS4Bに係る配信専用料の額は、暦月中の利用時間により次の区分におけるそれぞれの時間基本料を乗じ、その総額を利用時間の合計で割った額(以下「平均配信専用料」といいます。)を基準に算出します。 <p style="text-align: right;">1時間あたり(単位:千円)</p>		
区分	利用時間	時間基本料	
区分	暦月中の利用時間の合計の内10時間までの部分	149	
区分	暦月中の利用時間の合計の内10時間を超え30時間までの部分	143	
区分	暦月中の利用時間の合計の内30時間を超える部分	136	

2 料金

1随時専用契約ごとに月額

品名	料金の額
TS6BS	当月中における利用時間の合計に平均配信専用料を乗じた額
TS4B	当月中における利用時間の合計に平均配信専用料を乗じた額

第5 C種専用契約に係る配信専用料

1 適用

C種専用契約に係る配信専用料の適用					
(1) 品目に係る料 金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおりC種専用契約の品目を定めます。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TSC1</td> <td>専らテレビジョンの白黒またはカラーの映像、音響及び符号を配信するため、映像にあっては通常60ヘルツから4メガヘルツまで、音響にあっては通常20ヘルツから20キロヘルツまでの周波数帯域を、衛星回線もしくは他社接続回線により中継地球局設備に集信し、同設備より専用契約で指定したデジタル符号の伝送容量により衛星回線で配信することが可能な専用サービス</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	TSC1	専らテレビジョンの白黒またはカラーの映像、音響及び符号を配信するため、映像にあっては通常60ヘルツから4メガヘルツまで、音響にあっては通常20ヘルツから20キロヘルツまでの周波数帯域を、衛星回線もしくは他社接続回線により中継地球局設備に集信し、同設備より専用契約で指定したデジタル符号の伝送容量により衛星回線で配信することが可能な専用サービス
	品目	内容			
TSC1	専らテレビジョンの白黒またはカラーの映像、音響及び符号を配信するため、映像にあっては通常60ヘルツから4メガヘルツまで、音響にあっては通常20ヘルツから20キロヘルツまでの周波数帯域を、衛星回線もしくは他社接続回線により中継地球局設備に集信し、同設備より専用契約で指定したデジタル符号の伝送容量により衛星回線で配信することが可能な専用サービス				
備考 1 テレビジョンの映像に付随する音声は最大2チャンネルとします。 2 集信区間の始端に設置するデジタル符号化装置の入力端における映像信号は、NTSC方式の映像信号に限ります。					

2 料金

(単位:千円)

品目	集信区間の始端の地点数	料金の額 (1専用契約ごとに月額)
TSC1	23地点までのとき	42,964
	23地点を超えるとき	1,868 × (集信区間の始端の地点数)

第2表 限定受信システム取扱手数料

(単位:円)

項目	価格等
(1) 限定受信情報初期登録に要する実費 (初回登録時のみ)	50,000
	一のICカード等につき 300
(2) 限定受信情報管理用計算機等の保守・管理に要する実費 (随時専用契約一契約につき月額)	120,000
(3) 限定受信情報の更新、確認に要する実費 (一のICカード等につき月額)	1,000
(4) ICカード等配布に要する実費 (ICカード等配布時のみ)	外注に要した費用
(5) ICカード等配布に要する実費 (ICカード等再配布時のみ)	8,000(送料別)

第3表 解除料等

第1 A種終日専用契約又はB種終日専用契約に係る解除料の額

1 利用開始日の前日までの解除に係るもの

解 除 料	
利用開始日から、利用開始日後1ヶ月となる日が属する月の末日までの配信専用料相当額	
備考	A種専用契約については、契約した品目に係る配信専用料を基準とし、B種専用契約については、1年間サービスの配信専用料を基準とします。

2 利用開始日後の解除に係るもの

区 分	解 除 料
(1) 終日専用契約の解除の日または専用契約の種別の変更の日が、利用コミットの期間の前半に属する場合。	利用開始日から終日専用契約の解除の日又は専用契約の種別の変更の日までの期間について、1年間サービスにて利用した場合に支払うべき配信専用料から支払われた配信専用料を差し引いた額
(2) (1)以外の場合	終日専用契約の解除の日又は専用契約の種別の変更の日から、残存コミット暦月数だけ遡った期間について、1年間サービスにて利用した場合に支払うべき配信専用料から支払われた配信専用料を差し引いた額
備考	料金表第1表(配信専用料)第1(A種終日専用契約に係る配信専用料)1(適用)(2)(利用期間に係る料金の適用)及び第3(B種終日専用契約に係る配信専用料)1(適用)(2)(利用期間に係る料金の適用)に規定する利用コミットを適用しない場合は、2-1-2(利用開始日以降の契約解除に係るもの)に規定する解除料の支払いは要しません。

第2 C種終日専用契約に係る解除料の額

1 利用開始日の前日までの解除に係るもの

解 除 料
利用開始日から、利用開始日後1ヶ月となる日が属する月の末日までの配信専用料相当額

2 利用開始日後の解除に係るもの

区 分	解 除 料
(1) 終日専用契約の解除の日または専用契約の種別の変更の日が、利用期間終了日の6か月以上前の日のとき。	終日専用契約の解除の日または専用契約の種別の変更の日から継続して6か月間当初の終日専用契約に係る衛星デジタル配信サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる配信専用料相当額と、終日専用契約の解除の日または専用契約の種別の日から6か月を超える日以降利用期間終了日までの期間その終日専用契約に係る衛星デジタル配信サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる配信専用料の10%相当額との合計額
(2) 終日専用契約の解除の日または専用契約の種別の変更の日が、利用期間終了日の6か月前に満たない日から利用期間終了日の前日までの日のとき。	終日専用契約の解除の日または専用契約の種別の変更の日から利用期間終了日まで継続してその終日専用契約に係る衛星デジタル配信サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる配信専用料相当額

第3 随時専用契約に係る解除料等の額

1 解除料

区 分	解 除 料
(1) 随時専用契約の解除の時刻が利用開始予定時刻の240時間以上前のとき。	予定された利用時間に10%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる配信専用料相当額
(2) 随時専用契約の解除の時刻が利用開始予定時刻の240時間未満48時間以上前のとき。	予定された利用時間に30%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる配信専用料相当額
(3) 随時専用契約の解除の時刻が利用開始予定時刻の48時間未満24時間以上前のとき。	予定された利用時間に50%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる配信専用料相当額
(4) 随時専用契約の解除の時刻が利用開始予定時刻の24時間未満のとき。	予定された利用時間に100%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる配信専用料相当額
備考 この項において配信専用料相当額とは、解除のあった月における料金表第1表(配信専用料)に定める料金を基に算出される額とします。	

2 取消料

区 分	取 消 料
(1) 予約の取消しの時刻が利用開始予定時刻の240時間以上前のとき。	予定された利用時間に10%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる配信専用料相当額
(2) 予約の取消しの時刻が利用開始予定時刻の240時間未満48時間以上前のとき。	予定された利用時間に30%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる配信専用料相当額
(3) 予約の取消しの時刻が利用開始予定時刻の48時間未満24時間以上前のとき。	予定された利用時間に50%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる配信専用料相当額
(4) 予約の取消しの時刻が利用開始予定時刻の24時間未満のとき。	予定された利用時間に100%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる配信専用料相当額
備考 この項において配信専用料相当額とは、取消しのあった月における料金表第1表(配信専用料)に定める料金を基に算出される額とします。	

第4表 終日専用契約の一時前払いの割引率

区 分	割 引 率
(1) 6か月分の配信専用料を一時払いにより支払う場合	1.25%
(2) 1年分の配信専用料を一時払いにより支払う場合	2.75%

附 則

(実施期日)

この料金表の実施期日は、平成8年12月11日付CP-96-TDD-01号で郵政大臣に認可申請を行った衛星デジタル配信サービス契約約款の実施期日と同日とします。

附 則

(実施期日)

この改定料金表の実施期日は、平成10年3月17日付CP-98-TDD-02号で郵政大臣に認可申請を行った衛星デジタル配信サービス契約約款の実施期日と同日とします。

附 則

(実施期日)

この改定料金表の実施期日は、平成11年11月1日とします。

附 則

(実施期日)

この改定料金表の実施期日は、平成12年6月1日とします。

附 則

(実施期日)

この改定料金表の実施期日は、平成12年10月1日とします。

附 則

(実施期日)

この改定料金表の実施期日は、平成14年1月1日とします。

附 則

(実施期日)

この改定料金表の実施期日は、平成16年7月1日とします。

附 則

(実施期日)

この改定料金表の実施期日は、平成16年11月1日とします。

附 則

(実施期日)

この改定料金表の実施期日は、平成17年8月29日とします。

(実施期日)

この改定料金表の実施期日は、平成18年3月1日とします。

(実施期日)

この改定料金表の実施期日は、平成19年6月1日とします。

(実施期日)

この改定料金表の実施期日は、平成20年3月31日とします。

資料名 衛星デジタル配信サービス料金表

資料番号 PSD-I-第07-002号

平成 8年	12月 27日	第1版
平成10年	3月 30日	第2版
平成11年	11月 1日	第3版
平成12年	6月 1日	第4版
平成12年	10月 1日	第5版
平成14年	1月 1日	第6版
平成16年	7月 1日	第7版
平成16年	11月 1日	第8版
平成17年	8月 29日	第9版
平成18年	3月 1日	第10版
平成19年	6月 1日	第11版
平成20年	3月 31日	第12版

スカパーJ S A T株式会社
東京都港区赤坂1-14-14

TEL : 03-5571-7770

(不許複製、禁転載)